

学校法人大阪観光大学 役員の報酬等の支給の基準に関する規程

(令和4年3月26日改正)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪観光大学（以下「この法人」という。）の寄附行為第5条の規定に定める、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (3) 役員の報酬等とは、報酬その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (4) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬等を支給するものとする。

- 2 役員がこの法人の教職員を兼務し、教職員としての給与支給を受けているときには、役員としての報酬等の支給はしない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、別表に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会の決議により、別表に定める金額を上限として、個別に役員の報酬を定めることができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日又は前々日に支払うものとする。）

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、学校法人大阪観光大学旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日

数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係） 令和4年4月から

役職名	報酬の額
理事長	月額 85万円
副理事長、常務理事	月額 70万円
理事（常勤）	月額 60万円
理事（非常勤）	月額 5万円※
監事（常勤）	月額 60万円
監事（非常勤）	月額 10万円

※学校法人大阪観光大学役員の職務に関する規程の第3条第3項に定めるいずれかの担当理事に指名された者は、月額15万円とする。